

## 船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年8月8日 12時55分ごろ
発生場所	青森県青森市青森港北方沖 青森港北防波堤西灯台から真方位355° 4.2海里付近 (概位 北緯40° 54.2′ 東経140° 44.2′)
事故の概要	貨物船かしいは、錨泊中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年8月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 かしい、748トン
船舶番号、船舶所有者等	141696、協和汽船株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 甲板員
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 6、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員ほか4人が乗り組み、青森港北方沖において錨泊中、安全指導で訪船していた海上保安官2人の下船準備で、本船左舷中央部付近のハッチコーミング下部にあるロックピンの連結棒に縄ばしごのサイドロープの端を取り付け、ハンドレールを跨ぐように掛けて縄ばしごを船側に垂らした。</p> <p>甲板員は、ハンドレールの内側で海上保安官の下船を補助していた際、波浪による船体動揺で縄ばしごが船首尾方向等に揺れたので縄ばしごの動きを抑えようとしてとっさにサイドロープを左右の手でそれぞれ掴んだところ、サイドロープとハンドレールとの間に右示指を挟まれた。</p> <p>船長は、甲板員の側にいた航海士から甲板員が負傷したことの報告を受け、A社に携帯電話で連絡し、本船の着岸手配を依頼した。</p> <p>甲板員は、平成29年4月から本船で初めて乗船業務につき、縄ばしごの取付け作業を2回程度経験していた。</p>
分析	<p>本船は、青森港北方沖において錨泊中、甲板員が、訪船していた海上保安官の下船を補助していた際、船体動揺による縄ばしごの揺れを抑えようとしてとっさにハンドレールの近くのサイドロープを左右の手でそれぞれ掴んだことから、右示指をサイドロープとハンドレールとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、青森港北方沖において錨泊中、甲板員が、訪船

	<p>していた海上保安官の下船を補助していた際、船体動揺による縄ばしごの揺れを抑えようとしてとっさにハンドレール近くのサイドロープを左右の手でそれぞれ掴んだため、右示指をサイドロープとハンドレールとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 縄ばしごを甲板等に取り付け、船側に垂らして使用する際は、船体動揺による揺れを防止するよう補助索等で縄ばしごのサイドロープを舷縁部等に固定すること。</li></ul>